



銀行融資プランナー協会マガジン



◆実践コラム◆

『将来の事業計画よりも足元の数値管理が大切です』

尾川 充広 (銀行融資プランナー協会 財務アドバイザー)

◆お役立ち情報◆

『「下請中小企業・小規模事業者を対象とする補助金」について』

今西 章 (社労士 銀行融資プランナー協会 財務アドバイザー)

◆実践コラム◆
将来の事業計画よりも足元の数値
管理が大切です。

尾川 充広

「事業計画書で融資が決まる」と言われるとおり、実体を伴った良い事業計画書は、融資審査を良い方向に導きます。

ただし、事業計画書だけで融資が決まることはありません。事業計画書より前に、多くの審査ポイントがあります。

事業計画書は、企業理念に始まり、会社概要の説明、事業内容の説明、組織体制の説明、企業(事業)分析、財務分析、中長期経営目標、中長期数値計画、単年度経営目標、単年度数値計画等で構成しているのが一般的です。作成するだけでも大変な労力が必要ですが、実際に運用するのは更に困難です。

良い事業計画書は、単なる説明や数字の羅列ではなく、最初のページから最後のページまで矛盾の無いストーリーで繋がっています。また、ストーリーの背景には社長様の熱い思いが込められており、理論だけでなく感情にも訴えかける魅力があります。

しかし、どんなに素晴らしい計画書を作成しても、実体を伴っていないければ評価は限定的です。いくら将来的に大きな利益が上がる計画になっても、現在の実績が悪すぎれば信じてもらえませんし、どんなに立派な経営理念や目標があっても、現在の経営体制がずさんであれば、実行力が伴っていないと判断されます。

また、融資のためだけに作成された立派すぎる事業計画書は、金融機関から悪い印象を持たれてしまうこともあり得ます。それでも、社長様本人が苦労して作成したものであれば、その点は評価されますが、テクニカルな資金調達を推奨する第三者が作成した計画書は、全く無意味なものとなります。

事業計画書を作成し運用することは中小企業にとって簡単なことではありません。企業経営に関する深い知見や財務の知識が要求されることはもちろん、日々の営業活動など、優先して取り組まなければならないことが他にもたくさんあるからです。

金融機関から見ても、事業計画書は絶対ではなく、事業計画書に優先して評価をしなければならぬ項目がたくさんあります。

将来の事業計画書を作成する前に、現在の利益や資金繰りの状況がわかる「試算表」や「資金繰り表」を作成することが先決です。

事業計画はその延長線上にあるものであり、まずは基礎をしっかりと固めることが大切です。

◆お役立ち情報◆
「下請中小企業・小規模事業者
を対象とする補助金」について

今西 章

下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策の一つとして、「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援」の補助金の公募が4月24日から始まっています。

この事業は、親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小、またはその予定による影響で売上が減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する試作・開発、展示会出展等の費用の2/3(上限500万円)を補助するというものです。

補助事業の内容を少し詳しく確認しておきましょう。

■補助対象者
次の要件を満たす下請事業者、または、その共同体が補助対象者になります。

(1) 売上減少要件
過去2年間に事業所を閉鎖もしくは取引関係のある製品の生産規模等を25%以上縮小させた事業者、または今後1年以内に閉鎖等の予定のある事業者と下請取引関係にあり、年間の売上高が前年比マイナス10%以上となる見込みであること。

(2) 新分野進出要件
新分野の事業に係る売上高、有形固定資産の額または従業員数のいずれかの割合が全体の10%以上を占めることが見込まれること。

■補助対象経費

○事業費

産業財産権等
取得費、
委託費、雑役務費、
旅費、広報費、
委託費

○販路開拓費

展示会等出展費、
旅費、広報費、
委託費

○試作・開発費

借損料、
機械等購入費、
試作費、委託費等

銀行融資プランナー協会マガジン

- 本情報の信頼性の向上には最善を尽くしていますが、その正確性を保証するものではありません。
- 銀行対応に関するご相談、税制・補助金・助成金に関するご相談は、銀行融資プランナー協会正会員事務所に承っております。お気軽にご相談ください。
- コラムに関するご意見、ご感想、経営に関するご相談などございましたら、下記までお問合せください。

一般社団法人銀行融資プランナー協会事務局

大阪市中央区船場中央1-4-3-221・222号 (GPC-Tax本部内)

TEL : 06-6260-0022

MAIL : info@good-tax.jp

URL : http://www.bankfinancial-planner.com/

■補助率
補助対象経費の2/3以内で
100万円以上500万円以下

■受付期間
平成26年4月24日
平成26年7月4日

■その他
従業員20人以下の製造業、従業員50人以下の商業・サービス業の小規模事業者であることや、認定経営革新等支援機関の協力を得ている場合は採択にあたって「加算」があります。

最後まで読んでいただき、ありがとうございました。